

五監公告第 5 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成25年9月26日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 監査の対象

さくらんど温泉運営グループ [五泉市村松さくらんど温泉及び農村環境改善センター]

商工観光課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の範囲

平成24年度出納その他の事務の執行状況

4. 監査の実施期間

平成25年7月31日～平成25年9月24日

5. 監査の方法及び着眼点

公の施設管理に係る事務の執行、業務管理、運営状況が指定管理者制度導入の目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行い、監査した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導管理は適切に行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

さくらんど温泉及び農村環境改善センターの入館料及び使用料の減免については、五泉市さくらんど温泉及び農村環境改善センター条例第7条に規定されており、第13条の読替規定等の適用を受けているが、これによらない事務処理が行われていた。今後は条例等による適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

五泉市村松さくらんど温泉及び農村環境改善センターの利用者数は、平成24年度は前年比で2%上昇しているが、当施設の指定管理を受託する当初の見込みを下回っているため、今後も集客活動に努められるとともに、「市民が、明るく健康で豊かな生活を送り、生活文化の向上及び地域産業の発展と健康増進に資するための温泉機能と多目的機能を有する総合施設」としての設置目的が達成されるよう引き続き努力されることを望むものである。

指定管理者制度の成否は、市と指定管理者との相互信頼に基づいて官民協働により作り上げることにかかってくると考えられる。市においては指定管理者と連携し、事業報告の内容について精査するとともに、施設の適切な運営管理が行われるよう的確な指導をされることを要望するものである。